

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十八条第二項第十三号又は法第五十八条の二第一項第十号の規定による金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他金融庁長官及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合</p> <p>四 （略）</p> | <p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十八条第二項第十三号又は法第五十八条の二第一項第十号の規定による金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他金融庁長官及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合</p> <p>四 （略）</p> |